

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定
運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等
募集要項

令和7年1月

(令和7年7月更新)

国土交通省 近畿地方整備局
神戸市

— 目 次 —

1. はじめに	1
2. 本事業の選定に関する事項.....	3
2.1. 本事業の内容に関する事項.....	3
3. 事業者の募集及び選定に関する事項	15
3.1. 事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	15
3.2. 応募者の構成及び参加資格の要件に関する事項.....	15
3.3. 事業者の募集及び選定の手順に関する事項	24
3.4. 優先交渉権者選定後の手続.....	28
3.5. 応募に関する留意事項.....	29
4. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	32
4.1. 事業者の責任の明確化に関する事項	32
4.2. 事業者の権利義務等に関する制限及び手続	32
4.3. 業績等の監視に関する事項.....	33
5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	34
5.1. 本事業の事業場所	34
5.2. 本事業（国）の対象施設	35
5.3. 本事業（市）の対象施設	36
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項（国）	37
6.1. 事業の継続が困難となった場合の措置	37
6.2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合	37
7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項（市）	38
7.1. 事業の継続が困難となった場合の措置	38
7.2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合	38
8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	39
8.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	39
8.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	39
8.3. その他の支援に関する事項.....	39
9. 提出書類	39
9.1. 守秘義務対象資料の提供に関する書類	39
9.2. 質問に関する提出書類.....	39
9.3. 第一次審査書類の受付時における提出書類	39
9.4. 第二次審査に関する提出書類.....	40
10. その他.....	42

10.1. 本事業に関する事項.....	42
10.2. 情報提供.....	42

■募集要項等の構成

募集要項

資料１：特定事業契約書（案）

- 別紙１ 契約金額の内訳
- 別紙２ 定義集
- 別紙３ 事業者が付す保険等
- 別紙４ サービス対価の算定及び支払方法
- 別紙５ 需要変動に基づく調整
- 別紙６ 業績等の監視及び改善要求措置要領

資料２：実施契約書（案）

- 別紙１ 定義集
- 別紙２ 事業者が付す保険等
- 別紙３ 需要変動に基づく調整
- 別紙４ 業績等の監視及び改善要求措置要領

資料３：基本協定書（国）（案）

資料４：基本協定書（市）（案）

資料５：要求水準書（案）

資料６：様式集及び記載要領

資料７：事業者選定基準

資料８：バス管制システムの運用に関する協定書（案）

■用語の定義

用語	定義
本事業	【本事業】 下記の総称。 【本事業（国）】 一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等をいう。 【本事業（市）】 三宮バスターミナル特定運営事業等をいう。
本事業対象施設	新バスターミナル（Ⅰ期）及び三宮バスターミナルを合わせた総称。
本施設	【本施設】 下記の総称。 【本施設（国）】 新バスターミナル（Ⅰ期）内の施設のうち、利便施設を除く施設をいう。 【本施設（市）】 三宮バスターミナル内の施設のうち、利便施設を除く施設をいう。
一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等	新バスターミナル運営等事業及び新バスターミナル利便増進事業で構成される事業。 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下「PFI法」という。）に基づく特定事業であり、PFI事業として実施することが効率的かつ効果的であるもの。
三宮バスターミナル特定運営事業等	三宮バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル利便増進事業で構成される事業。 PFI法に基づく特定事業であり、PFI事業として実施することが効率的かつ効果的であるもの。
雲井通5丁目再開発事業	神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業。
ミント神戸	ミント神戸（神戸新聞会館ビル）。三宮バスターミナル、商業施設、オフィス等で構成されている。
新バスターミナル運営等事業	本事業のうち、新バスターミナル（Ⅰ期）の内装整備業務、維持管理業務及び運営業務に係る事業をいう。
三宮バスターミナル運営等事業	本事業のうち、三宮バスターミナルの維持管理業務及び運営業務に係る事業をいう。
利便増進事業	本事業のうち、事業者が自らの責任と費用により実施する事業。
新バスターミナル利便増進事業	新バスターミナル運営等事業と一体として、事業者が自らの責任と費用により実施する事業。
三宮バスターミナル利便増進事業	三宮バスターミナル運営等事業と一体として、事業者が自らの責任と費用により実施する事業。
再開発ビル（雲井5）	雲井通5丁目再開発事業で整備するビル。新バスターミナル（Ⅰ期）、商業施設、共用施設、公益施設等から成る低層部、オフィス、ホテル等から成る高層部、全体共用部、駐車場・駐輪場等で構成される。
再開発ビル（雲井6）	神戸三宮雲井通6丁目北地区で再開発事業による整備を検討しているビル。
新バスターミナル（Ⅰ期）及び神戸三宮駅交通ターミナル	再開発ビル（雲井5）のうち、新たな中・長距離バスターミナルを中心とした約6,730㎡の施設。特定車両停留施設（国）及び利便施設で構成される。
新バスターミナル（Ⅱ期）	再開発ビル（雲井6）に整備予定の新たな中・長距離バスターミナル施設部分。

用語	定義
三宮バスターミナル	ミント神戸の1階等に位置するバスターミナル及び便利施設。
特定車両停留施設	【特定車両停留施設】 特定車両停留施設とは、「道路法（昭和27年法律第180号）」第2条第2項第8号の道路の附属物である。バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設。道路管理者が、特定車両の中から当該施設を利用することができる車両の種類を指定、公示する。 本事業においては、下記で構成される。 【特定車両停留施設（国）】 新バスターミナル（I期）のうち、地下2階～地下1階のエレベーターホール及びエレベーター施設並びに地上1階～3階部分の特定車両用場所（国）、旅客用場所（国）、その他設備及び専用使用部分（国）で構成される。 【特定車両停留施設（市）】 三宮バスターミナルをいい、特定車両用場所（市）、旅客用場所（市）、その他設備及び専用使用部分（市）で構成される。
バスターミナル専有部分	【バスターミナル専有部分】 下記の総称。 【バスターミナル専有部分（国）】 国が再開発ビル（雲井5）内において区分所有権を取得する部分で、区分所有法第2条第3項に定める専有部分をいう。 【バスターミナル専有部分（市）】 市がミント神戸内において区分所有権を有する部分で、区分所有法第2条第3項に定める専有部分をいう。
共用部分	区分所有法第2条第4項に定める共用部分をいう。
共用部分等	共用部分及び附属施設、附属設備をいう。
専用使用部分	【専用使用部分】 下記の総称。 【専用使用部分（国）】 国が専用使用権（特定の区分所有者又は第三者が排他的に使用できる権利）を有して管理する部分（1階誘導車路の入口付近等）をいう。 【専用使用部分（市）】 市が専用使用権（特定の区分所有者又は第三者が排他的に使用できる権利）を有して管理する部分をいう。
道路区域	【道路区域】 道路を構成する敷地の幅及び長さによって示される区域であって、道路法が全面的に適用される土地の部分である。なお、本事業の道路区域は、道路法第四十七条の十七の規定により、空間又は地下に上下の範囲を区切って定める立体的区域を設定する。 本事業においては、下記で構成される。 【道路区域（国）】 国が道路区域を指定する部分全体をいう。バスターミナル専有部分（国）の他、専用使用部分（国）とされた部分を道路区域に指定する予定である。

用語	定義
	【道路区域（市）】 市が道路区域を指定する部分全体をいう。バスターミナル専有部分（市）の他、駅前広場の一部、専用使用部分（市）とされた部分を道路区域に指定する予定である。
運営権設定対象施設	【運営権設定対象施設】 運営権を設定する施設をいう。 本事業においては、下記で構成される。 【運営権設定対象施設（国）】 新バスターミナル（Ⅰ期）内の施設のうち、運営権（国）を設定する施設をいう。特定車両停留施設（国）を運営権設定対象施設（国）とする。ただし、入口東側一部スペースを除く。 【運営権設定対象施設（市）】 三宮バスターミナル内の施設のうち、運営権（市）を設定する施設をいう。特定車両停留施設（市）を運営権設定対象施設（市）とする。
非運営権施設	【非運営権施設】 運営権設定対象とならない施設をいう。 本事業においては、下記で構成される。 【非運営権施設（国）】 新バスターミナル（Ⅰ期）内の施設のうち、運営権設定対象（国）とならない施設であり、事業者の費用負担により整備する利便施設（国）をいう。 【非運営権施設（市）】 三宮バスターミナル内の施設のうち、運営権設定対象（市）とならない施設であり、事業者の費用負担により整備する利便施設（市）をいう。
特定車両用場所	【特定車両用場所】 特定車両停留施設のうち、誘導車路、操車場所、停留場所、その他の特定車両の通行、停留又は駐車のに供する場所。 本事業においては、下記で構成される。 【特定車両用場所（国）】 新バスターミナル（Ⅰ期）内の特定車両用場所。 【特定車両用場所（市）】 三宮バスターミナル内の特定車両用場所。
旅客用場所	【旅客用場所】 特定車両停留施設のうち、乗降場、旅客通路、その他の旅客の用に供する場所。乗降場、通路、その他の旅客の用に供する場所で構成される。 本事業においては、下記で構成される。 【旅客用場所（国）】 新バスターミナル（Ⅰ期）内の旅客用場所。 【旅客用場所（市）】 三宮バスターミナル内の旅客用場所。

用語	定義
利便施設	【利便施設】 利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、事業者が自らの責任と費用により設置、運営等を行う道路占用物をいう。 【利便施設（国）】 新バスターミナル（Ⅰ期）内に設置される利便施設。飲食・物販施設（店舗）、自動販売機等を想定している。 【利便施設（市）】 三宮バスターミナル内に設置される利便施設。物販施設等（店舗）や自動販売機等を想定している。 ※なお、民間財産は運営権を設定できないため、利便施設は運営権設定対象からは外れる。ただし、床部分は国若しくは市が区分所有しているため、運営権設定対象施設である。
民間事業者	一般的な民間事業者。
応募者	本事業に応募する民間事業者。内装整備業務、維持管理業務及び運営業務を実施する予定の単体企業又は複数の企業によって構成されるグループ。
提案提出者	参加資格の確認を受けた応募者。
優先交渉権者	国・市により選定された提案提出者。
事業者	本事業の実施に際して、国と特定事業契約、市と実施契約をそれぞれ締結し、本事業を実施する特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））をいう。国・市によって選定され、国・市との間で基本協定（国）及び基本協定（市）をそれぞれ締結した優先交渉権者（単体企業又は企業グループ）が、本事業の実施のみを目的とする SPC を設立し、当該 SPC が事業者となる。 事業者は内装整備業務の完了後、国から、運営権設定対象施設（国）について、運営権（国）の設定を受けるものである。 事業者は市から、運営権設定対象施設（市）について、運営権（市）の設定を受けるものである。
バス事業者	【バス事業者】 下記の総称。 【バス事業者（国）】 新バスターミナル（Ⅰ期）に特定車両を停留させる民間事業者の総称。 【バス事業者（市）】 三宮バスターミナルに特定車両を停留させる民間事業者の総称。
国	国土交通省近畿地方整備局。
市	神戸市。
再開発会社	雲井通 5 丁目再開発事業の施行者である雲井通 5 丁目再開発株式会社。
特定事業参加者	雲井通 5 丁目再開発事業において、再開発会社に負担金を納付し、権利変換計画の定めるところに従い再開発ビル（雲井 5）の保留床を取得する者（代表企業：三菱地所株式会社、構成員：三菱倉庫株式会社、神鋼不動産株式会社）をいう。
特定業務代行者	雲井通 5 丁目再開発事業において、再開発ビル（雲井 5）の実施設計、工事等を実施する者（株式会社大林組）をいう。
再開発会社等	再開発会社、特定事業参加者及び特定業務代行者の総称。
管理組合	再開発ビル（雲井 5）の管理を行うために、区分所有法に基づいて再開発ビル（雲井 5）の区分所有者（国）全員により構成される団体。
三宮バスターミナル協議会	三宮バスターミナルに関する協議会であり、施設所有者である神戸市、西日本旅客鉄道株式会社とバス事業者部会で構成される。
バス事業者部会	現在、三宮バスターミナルを使用しているバス事業者で構成される部会をいう。

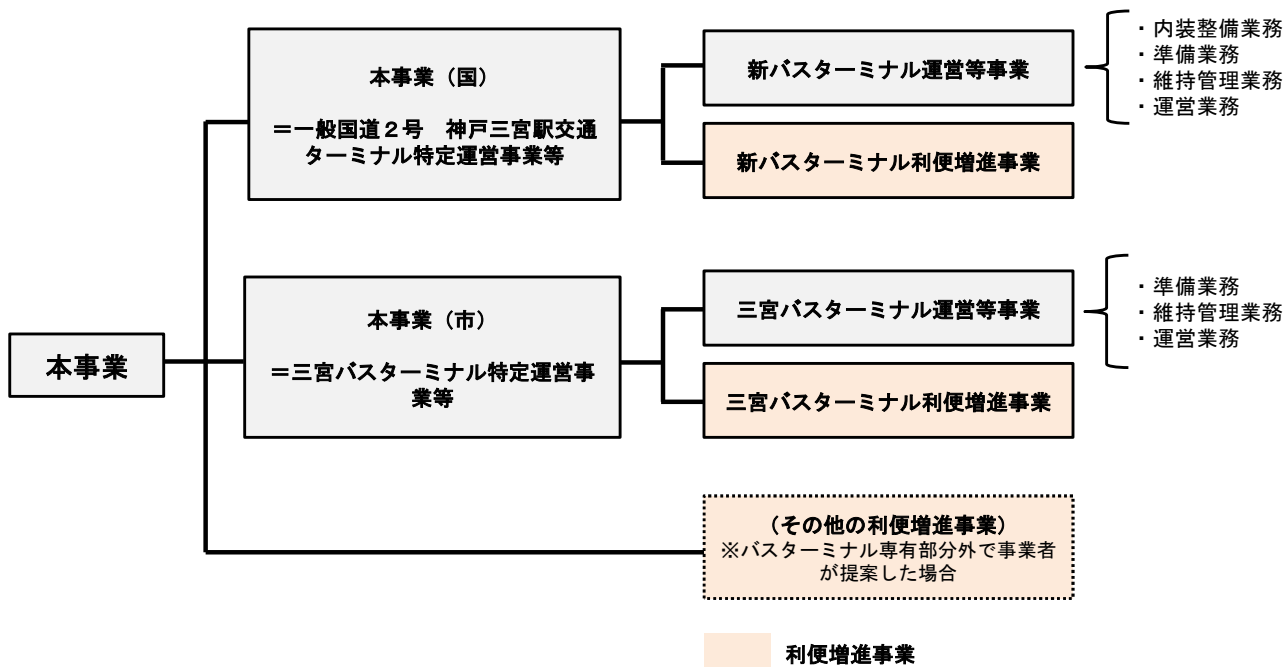
用語	定義
管理協議会	ミント神戸の管理を行うために、区分所有法に基づいてミント神戸の区分所有者（市）全員により構成される団体であり、ミント神戸管理協議会をいう。
区分所有者	【区分所有者】 下記の総称。 【区分所有者（国）】 再開発ビル（雲井５）において、区分所有権を有する者。 【区分所有者（市）】 ミント神戸において、区分所有権を有する者。株式会社神戸新聞会館と神戸市をいう。
特定事業契約	国と事業者の間で締結する契約。 新バスターミナル（Ⅰ期）の内装整備について包括的かつ詳細に規定する契約及び維持管理・運営について運営権（国）に関する事項を包括的かつ詳細に規定する契約。
実施契約	市と事業者の間で締結する契約。 三宮バスターミナルの維持管理・運営について、運営権（市）に関する事項を包括的かつ詳細に規定する契約。
管理規約	【管理規約】 下記の総称。 【管理規約（国）】 再開発ビル（雲井５）の管理又は使用に関する区分所有者（国）間の事項を定めた規約。管理規約及び関連細則の総称。新バスターミナル（Ⅰ期）に関する事項として、バスターミナル部分使用細則及び会計細則を設けられる予定。 【管理規約（市）】 ミント神戸の敷地及び建物の管理又は使用に関する区分所有者（市）間の事項を定めた規約。
管理協定	国、管理組合の間で締結する新バスターミナル（Ⅰ期）の管理運営に関する事項を取り決めた協定。
管理規約等	管理規約と管理協定の総称。
運営権	【運営権】 下記の総称。 【運営権（国）】 運営権設定対象施設（国）を対象として、国が事業者に対して設定する公共施設等運営権（PFI 法第２条第７項で定義するものをいう。）。 【運営権（市）】 運営権設定対象施設（市）を対象として、市が事業者に対して設定する公共施設等運営権（PFI 法第２条第７項で定義するものをいう。）。
大規模修繕	長期修繕計画において設定した更新周期における修繕を含め、全面的に行う修繕を大規模修繕として区分することを原則とする。更新周期を迎えるまでに不具合や故障が起きた際に行う部分的な修繕を、経常修繕として区分する。 なお、本施設（国）では、原則事業期間内に発生することを想定していないが、発生した場合は事業対象外として国が実施する。 本施設（市）においては、事業対象外として市が実施する。 具体例としては、以下に記載の修繕をいう。 （建築）：建物（内装・外構等を含む）の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいう。 （土木）：舗装の補修（オーバーレイ工法といった、舗装の回復、強化を行う工法）、区画線・標識等の全面・全数に対して行う修繕をいう。 （電気）：機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。 （機械）：機器、配管の全面的な更新を行う修繕をいう。

用語	定義
	※「修繕」とは、劣化した部位・部材、又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること（更新を含む）。 ※車路については、不具合が出た場合の部分的な補修（アスファルト舗装の場合、アスファルト補修材を埋める等）は、経常修繕として扱う。さらに劣化が進んだ場合における広範囲の補修（切削オーバーレイ等）は、大規模修繕として扱う。
長期修繕計画	経常修繕を含めた運営・維持管理期間開始から終了までの期間中の全ての修繕計画。

■用語の定義（イメージ図）

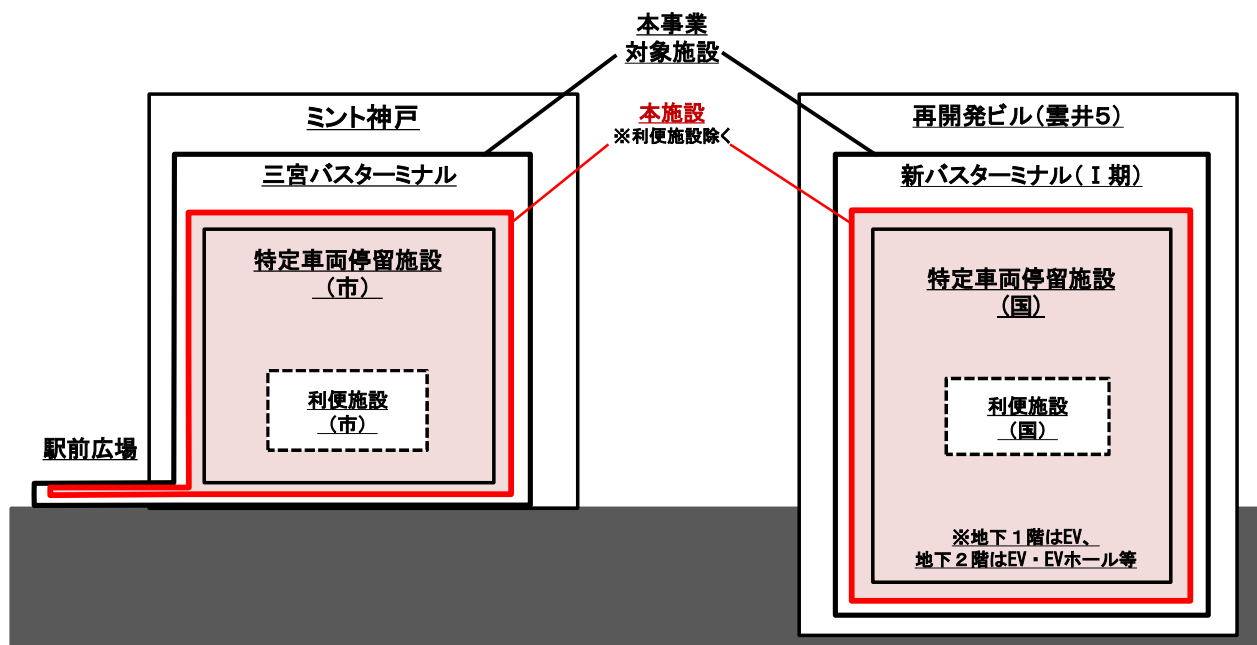
【事業名の定義】

※便宜的な
イメージ図です。



【全体に関する用語の定義】

※便宜的な
イメージ図です。



【本施設（国）に関する用語の定義】

※便宜的な
イメージ図です。

運営権設定対象施設

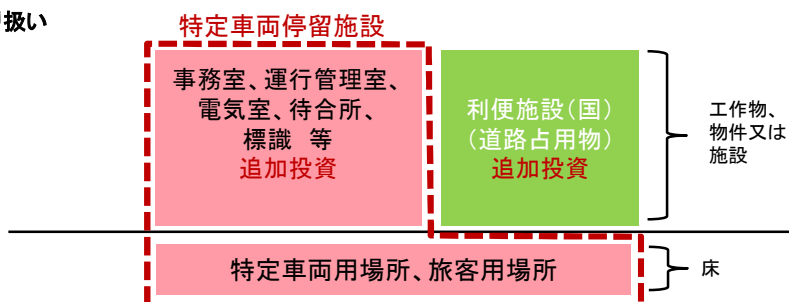
非運営権設定対象施設

※利便施設（国）（道路占用物）について、民間財産は運営権を設定できないため、運営権設定対象からは外れる。ただし、床部分は国が区分所有しているため、運営権設定対象施設である。

○財産区分



○床と施設の取り扱い



【本施設（市）に関する用語の定義】

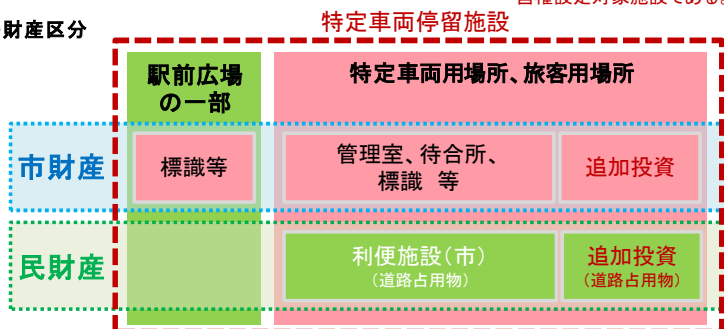
※便宜的な
イメージ図です。

運営権設定対象施設

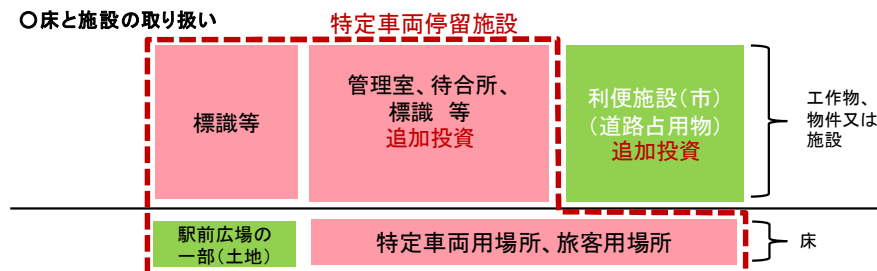
非運営権設定対象施設

※利便施設（市）（道路占用物）について、民間財産は運営権を設定できないため、運営権設定対象からは外れる。ただし、床部分は市が区分所有しているため、運営権設定対象施設である。

○財産区分



○床と施設の取り扱い



特定車両停留施設については、下記も参照すること。

特定車両用場所

誘導車路（車両が走行する車路）

操車場所（車両が転回等する場所）

停留場所（車両を停留させる場所）

その他の特定車両の通行、
停留又は駐車の用に供する場所

旅客用場所

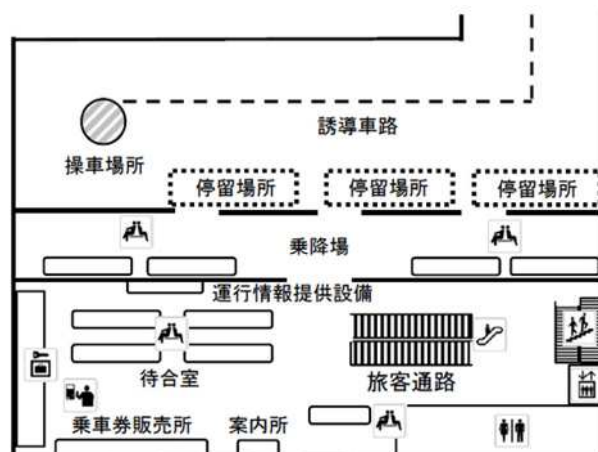
乗降場（旅客が車両を乗降する場所）

旅客通路（乗降場と外部、又は乗降場同士の連絡路）

その他の旅客の用に
供する場所（待合所 等）

その他設備

排水設備 換気設備 等



出典：令和2年度道路法改正内容説明会 資料を一部加筆修正

1. はじめに

国及び市は、神戸三宮駅周辺において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき特定事業として選定した本事業を実施する能力を有する民間事業者として「一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等特定事業契約（以下「特定事業契約」という。）」及び「三宮バスターミナル特定運営事業等実施契約（以下「実施契約」という。）」の締結を優先的に交渉する者（以下「優先交渉権者」という。）を選定し、当該優先交渉権者に対して運営権を設定するとともに、本事業を実施することを計画している。

一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等及び三宮バスターミナル特定運営事業等の募集要項（以下「募集要項」という。）は、国及び市が本事業の提案に係る募集を行い、本事業の優先交渉権者の選定（以下「本募集」という。）に適用するものである。なお、募集要項は、募集要項の公表日から特定事業契約及び実施契約の締結日までに適用し、また締結日以降も、特定事業契約及び実施契約の関係当事者を拘束する。

(1) 募集要項の公表日

令和 7 年 1 月 28 日

(2) 契約担当官等

＜一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等＞

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 齋藤 博之

＜三宮バスターミナル特定運営事業等＞

神戸市長 久元 喜造

(3) 担当部局

＜一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等＞

国土交通省 近畿地方整備局 総務部契約課契約第二係

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎

TEL：06-6942-1141 なお、電話での直接問い合わせは受け付けない。

FAX：06-6943-7834

Email：kkk-keiyaku-renraku@mlit.go.jp

＜三宮バスターミナル特定運営事業等＞

神戸市 都市局 都心再整備本部 都心再整備部 都心三宮再整備課

〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 6 階

本募集において担当部局の行う事務に関して、以下に示すアドバイザー（以下「公募アドバイザー」という。）を置く。

パシフィックコンサルタンツ株式会社

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

(4) 募集要項等

募集要項等とは、募集要項及び以下の資料 1～8 の書類（これらに、補足資料及びホームページへの掲載により公表した質問回答書、その他これらに関して国及び市が発出した書類を加えたものを、以下「募集要項等」という。いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）により構成される。募集要項等は、応募者が提出書類を作成するにあたっての前提条件であり、募集要項、資料 1 特定事業契約書（案）、資料 2 実施契約書（案）、資料 3 基本協定書（国）（案）、資料 4 基本協定書（市）（案）及び資料 5 要求水準書（案）は、特定事業契約及び実施契約の締結時に契約関係当事者を拘束するものである。なお、資料 5 要求水準書（案）は、競争的対話後に「要求水準書」として修正版を公表する予定であり、要求水準書も同様に特定事業契約及び実施契約の締結時に契約関係当事者を拘束するものである。

また、優先交渉権者の選定に際して公表又は配布する補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（ただし、参考資料に該当する資料を除く。）も特定事業契約及び実施契約の締結時に契約関係当事者を拘束するものとする。

資料 1 特定事業契約書（案）

資料 2 実施契約書（案）

資料 3 基本協定書（国）（案）

資料 4 基本協定書（市）（案）

資料 5 要求水準書（案）

資料 6 様式集及び記載要領

資料 7 事業者選定基準

資料 8 バス管制システムの運用に関する協定書（案）

なお、募集要項等と一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等及び三宮バスターミナル特定運営事業等の実施方針（令和 7 年 1 月 24 日公表。以下「実施方針」という。）に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。ただし、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に関する質問の回答によることとする。

(5) その他

本事業（国）は、令和 7 年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とするものであり、予算成立の事情により本事業の見積もり合わせ日を変更する場合や取りやめる場合がある。

なお、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分等に相応する契約とする。

2. 本事業の選定に関する事項

2.1. 本事業の内容に関する事項

(1) 事業名称

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等

(2) 事業に供される公共施設の種類

＜一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等＞
道路法に基づく道路の附属物（特定車両停留施設（国））
※再開発ビル（雲井5）の各種登記完了、竣工後に指定する予定である。
＜三宮バスターミナル特定運営事業等＞
道路法に基づく道路の附属物（特定車両停留施設（市））

(3) 公共施設等の管理者

＜一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等＞
国土交通大臣 中野 洋昌
（本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 近畿地方整備局長 齋藤 博之）
＜三宮バスターミナル特定運営事業等＞
神戸市長 久元 喜造

(4) 事業目的

兵庫・神戸の玄関口である神戸三宮駅周辺は、鉄道駅と中・長距離バス停が分散しているため、「乗換の利便性が低い」、「バス待合空間が不十分である」、「路上のバス停に起因する後続車の走行阻害が発生している」などの課題を抱えている。これらの課題を解消するため、国と市は、令和2年3月に「新たな中・長距離バスターミナル」等の整備を位置付けた「国道2号等神戸三宮駅前空間の事業計画」を策定した。「新たな中・長距離バスターミナル」は、Ⅰ期、Ⅱ期と段階的に整備し、既存の三宮バスターミナルと一体的に維持管理・運営する。整備にあたっては、計画の具体化を民間事業者の知見と技術、ノウハウを広く取り入れながら官民連携で推進する。

本事業は、新バスターミナル（Ⅰ期）の内装を整備し、ミント神戸の1階等に位置する既存の三宮バスターミナルと一体的な運用を行い、点在中・長距離バス停の一部を集約した新たな運用を開始することで、三宮クロススクエアと連携して新たな交通結節空間を創出し、乗換・待合環境の改善、交通の円滑化、防災機能の向上の実現を図ることを目的とする。

(5) 関係法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、関係法令、条例、規則及び要項等を遵守するとともに、各種基準及び指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて、適宜適用するものとする。

なお、関係法令等はすべて最新のものを適用すること。

(6) 事業期間（国）

a) 本事業（国）の事業期間

本事業（国）の事業期間は、特定事業契約締結から約 15 年間を想定している。事業期間は、事業者が本施設（国）の内装整備を実施する期間（内装整備業務期間）及び運営権（国）に基づき本施設（国）の維持管理及び運営を実施する期間（運営・維持管理期間）で構成される。

内装整備業務期間は、約 2 年 2 カ月（内装設計・内装施工約 1 年 8 カ月、再開発ビル（雲井 5）の完了検査約 3 カ月、準備（※）約 3 カ月）、運営・維持管理期間は、本施設（国）の竣工後、運営権（国）を設定する令和 10（2028）年度から事業期間終了までの約 13 年を想定している。

なお、本事業（国）の事業終了日は、本事業（市）と同一とする。

（※）準備業務は、内装設計・内装施工中に先行して行うことも可能とする。

b) 内装整備業務期間

内装整備業務期間は、内装設計に係る期間及び内装施工に係る期間で構成され、約 2 年 2 カ月（内装設計・内装施工約 1 年 8 カ月、再開発ビル（雲井 5）の完了検査約 3 カ月、準備約 3 カ月）とする。

内装設計は、特定事業契約締結後から令和 8（2026）年 5 月 31 日までに完了すること。内装施工は、設計完了及び再開発ビル（雲井 5）の建築確認申請（計画変更）終了後着手し、令和 9（2027）年 8 月より開始予定の再開発ビル（雲井 5）の完了検査準備開始前に完了すること。準備は再開発ビル（雲井 5）竣工後の令和 10（2028）年 1 月から 3 カ月程度を想定しているが、内装設計・内装施工中に先行して行うことも可能とする。

c) 運営権（国）存続期間

運営権（国）存続期間は、運営権（国）を設定した日から、13 年後の応当日の前日までとする。運営権（国）存続期間は、運営・維持管理期間終了日をもって終了し、運営権（国）は同日をもって消滅する。

(7) 事業期間（市）

a) 本事業（市）の事業期間

本事業（市）の事業期間は、実施契約締結から約 15 年間を想定している。事業期間は、準備業務を実施する期間（準備業務期間）及び運営権（市）に基づき本施設（市）の維持管理及び運営を実施する期間（運営・維持管理期間）で構成される。

準備業務期間は約 2 年 1 カ月、運営・維持管理期間は、運営権（市）を設定する令和 10（2028）年度から事業期間終了までの約 13 年を想定している。

なお、本事業（市）の事業終了日は、本事業（国）と同一とする。

b) 運営権（市）存続期間

運営権（市）存続期間は、運営権（市）を設定した日から、13 年後の応当日の前日までと

する。運営権（市）存続期間は、事業終了日をもって終了し、運営権（市）は同日をもって消滅する。

(8) 事業方式

新バスターミナル（Ⅰ期）では、再開発会社等が整備する再開発ビル（雲井５）の地下２階から地上３階までの一部を道路法上の特定車両停留施設（国）として内装を整備する予定である。新バスターミナル（Ⅰ期）のうち、特定車両停留施設（国）の内装整備については、国と事業者の間で締結する特定事業契約の定めるところにより、事業者が資金調達・内装設計・内装施工を行い、内装整備完了後に特定車両停留施設（国）の所有権を国に移転する（BT（Build－Transfer）方式）。

新バスターミナル（Ⅰ期）の維持管理・運営については、特定車両停留施設（国）の所有権移転後、国が運営権設定対象施設（国）について事業者に対して運営権（国）を設定し、同契約の定めるところにより、事業者が、バス事業者（国）等の施設利用者から徴収する利用料金等により実施する方式とする。

三宮バスターミナルについては、市が運営権設定対象施設（市）について運営権（市）を設定し、市と事業者の間で締結する実施契約の定めるところにより、事業者が、バス事業者（市）等の施設利用者から徴収する利用料金等により実施する方式とする。なお、現在の三宮バスターミナルは特定車両停留施設ではないが、市は、新バスターミナル（Ⅰ期）開業までに三宮バスターミナルを特定車両停留施設（市）に指定する。

また、再開発ビル（雲井５）に隣接する再開発ビル（雲井６）内に整備する新バスターミナル（Ⅱ期）が事業化された場合には、本事業期間中は別事業となるが、Ⅱ期事業の運営を行う者と相互に連携して運用すること。

なお、新バスターミナル（Ⅱ期）工事期間中、新バスターミナル（Ⅰ期）のバース数に影響が生じる場合、工事期間中のバス運行及び料金収入に関して調整を行う必要があるため、別途協議する。その他、新バスターミナル（Ⅱ期）整備に伴い本事業の実施に影響が生じる場合は、国及び市と協議するものとする。

(9) 利用料金の設定及び収受

本事業では、事業者は、本施設に車両を停留させる者から徴収する停留料金及び利便施設の利用者から得た収入を自らの収入とすることができる。

a) 停留料金の設定及び収受

事業者は、道路法第４８条の３５第２項に基づき、自らの経営判断により、下記の条件を充足する範囲内で特定車両停留施設に係る停留料金を設定する。

- ・ 特定車両を停留させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ・ 特定車両を停留させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのないものであること。
- ・ 特定車両停留施設を利用することができる特定車両と同一の種類の車両を同時に２両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

なお、事業者は、特定事業契約及び実施契約締結後、供用開始前までに、特定車両停留施設に係る停留料金について、国及び市に届出を行うこと。

国又は市は、道路法第 48 条の 42 第 1 項に基づき、事業者が届け出た特定車両停留施設の停留料金の額が上記規定に従ったものであるか確認するとともに、上記規定に反すると認められる場合には、道路管理者が期間を定めて当該料金の変更を事業者に命じることができる。

b) その他の利用料金の設定及び収受

事業者は、利便施設に係る料金については、法令等上、料金を収受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、自ら自由に利用料金を設定、収受し、その収入とすることができる。

(10) 費用負担

a) 内装整備に係る費用負担

新バスターミナル（Ⅰ期）の整備に係る費用のうち、A 工事に係る費用は国が負担する。

B 工事に係る費用は、国が費用負担する C 工事に伴い発生する B 工事に係る費用を除き、事業者が負担する。

C 工事に係る費用は、事業者又は国が負担することとし、特定事業契約に定めるところにより、国は、新バスターミナル（Ⅰ期）の内装整備における費用の一部（※ 1）を事業者に支払う。

国の支払う内装整備費等の参考規模は、再開発ビル（雲井 5）の工事進捗に合わせて C 工事の一部を A 工事相当に移行したことを踏まえ、1,059,048 千円（10%の消費税相当額を含む）を想定している。なお、参考規模を超える金額を提案する場合は、優先交渉権者選定後すぐに算定根拠の説明資料を提出の上、国と協議すること。ただし、提案金額は、1,406,551 千円を超えてはならないものとする。

なお、維持管理・運営費に係る費用負担の削減に資する提案は、内装整備費の変更協議の対象とする。

詳細は、特定事業契約書（案）の別紙 4「サービス対価の算定及び支払方法」に示す。

（※ 1）本施設（国）に係る内装整備費用は、追加投資とみなされる部分を除き、国が負担する。

b) 維持管理・運営に係る費用負担

本事業の実施にあたり、提案時に事業者が提示する提案額を、維持管理・運営に係るサービス購入料等として公共が負担することとする。ただし、維持管理・運営に係るサービス購入料等の提案額については、上限額 1,144,000 千円（10%の消費税相当額を含む）を超えてはならないものとする。詳細は、特定事業契約書（案）の別紙 4「サービス対価の算定及び支払方法」に示す。

下記図の収入及び費用は、新バスターミナル（Ⅰ期）及び三宮バスターミナルを併せたものとする。運営費には、再開発ビル（雲井 5）に係る管理費（※ 1）及びミント神戸に係る共益費（※ 2）を含む。

なお、利便増進事業については、事業者が自らの責任と費用負担により実施するものとする。

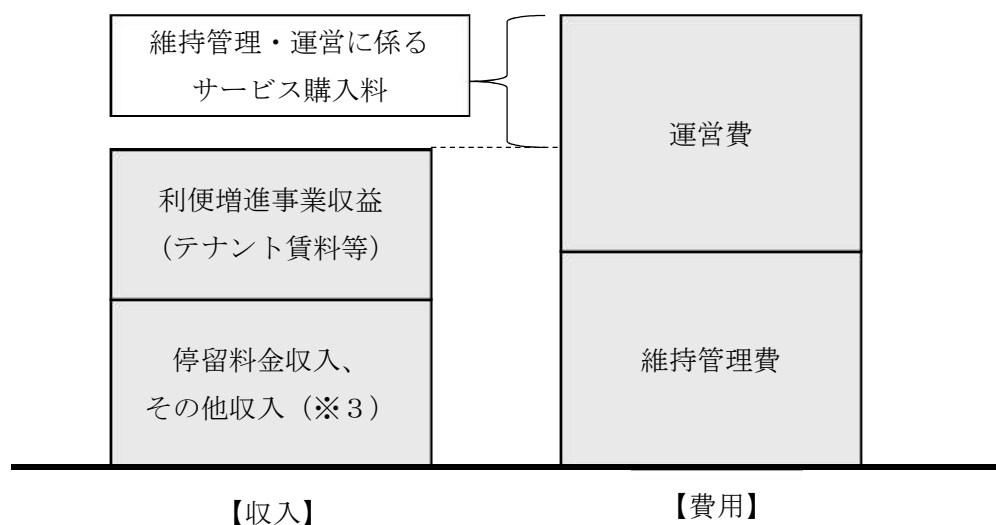


図 1 サービス購入料の構成イメージ

(※1) 管理費は、管理組合が組合管理部分や共用部分等の管理に要する経費に充てるために、区分所有者が納付する費用である。管理規約等に基づき、事業者が管理組合に区分所有者（国）である国に代わり、代理納付することを想定している。なお、管理費は令和9（2027）年11月支払いの12月分より徴収予定であるが、運営権設定日までの管理費は国が負担し、事業者の支払いは発生しない。

(※2) 共益費は、事業者が管理協議会に区分所有者（市）である市に代わり、代理納付することを想定している。

(※3) その他収入は、三宮バスターミナルにおけるバス管制システムの運用費を想定している。支払方法については、別途定める。ただし、バス管制システムの運用費の支払いについては市の令和7年度神戸市一般会計予算の成立を前提としており、予算成立の事情によりバス管制システムの運用に関する協定を締結しない場合がある。

(11) 需要変動に基づく調整

本事業では、新バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル運営等事業の運営・維持管理期間における需要変動リスクについて、国及び市と事業者が負担する観点から、需要変動に基づく調整を行う。

実際の収入額が当該年度の基準となる収入（以下「基準収入」という。）を上回る場合に、一定の範囲を超える部分については、国及び市に一部の金額を還元する（以下「プロフィットシェア」という。）。実際の収入額が、基準収入を下回る場合に、一定の範囲を超える部分については、国及び市が一部の金額を補填する（以下「ロスシェア」という。）。

詳細は、特定事業契約書（案）及び実施契約書（案）の別紙「需要変動に基づく調整」に示す。

(12) 事業範囲

本事業の範囲は、以下のとおりとする。事業者は以下に示す業務を一括して第三者に委託することはできないものとする。

なお、本事業では、新バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル運営等事業と一体

として、利便増進事業を経営するものとする。

a) 新バスターミナル運営等事業

新バスターミナル運営等事業の範囲は、以下のとおりとする。

① 内装整備業務

・特定車両停留施設（国）の内装設計、内装施工（※）、工事監理及びその関連業務

（※）本事業（国）では、下表のとおり、再開発ビル（雲井５）の躯体等ビル本体の工事（以下「Ａ工事」という。）及び間仕切りにより発生する建築工事や給排水・防災等の設備工事のＡ工事に対する追加変更工事（以下「Ｂ工事」という。）は特定業務代行者が設計・施工する。Ａ工事及びＢ工事以外の工事（以下「Ｃ工事」という。）を事業者が設計・施工する。

表１ 工事区分

項目	設計・施工		
	Ａ工事	Ｂ工事	Ｃ工事 ^{注１}
工事区分の概要	再開発ビル（雲井５）の躯体等ビル本体の工事	Ａ工事に対する追加変更工事	Ａ工事及びＢ工事以外の工事
設計・施工	特定業務代行者	特定業務代行者	事業者
費用負担	国 ^{注２}	事業者/国 ^{注３}	事業者/国 ^{注４}

注１ 再開発ビル（雲井５）の工事進捗に合わせて、Ｃ工事をＡ工事相当に移行した範囲については、資産区分は国とし、特定車両停留施設（国）の指定及び運営権（国）を設定する想定である。

注２ 国が新バスターミナル（Ⅰ期）部分について区分所有権を取得する。

注３ 国が費用負担するＣ工事に伴い発生する費用は、国が費用負担する。

注４ 本施設（国）に係る内装整備費用は、追加投資とみなされる部分を除き、国が費用負担する。

② 準備業務

- ・開業前研修
- ・バス便の移行調整業務
- ・広報活動
- ・事業パンフレットの作成
- ・供用約款の策定

③ 維持管理業務

- ・建築物点検保守管理業務
- ・建築設備点検保守管理業務
- ・車路点検保守管理業務
- ・什器・備品維持管理業務
- ・警備業務
- ・清掃業務
- ・経常修繕業務
- ・交通事故復旧業務
- ・長期修繕計画案作成業務

④ 運營業務

- ・ 運行管理業務（運行ダイヤ調整、運行管理等）
- ・ 料金徴収業務（停留料金の設定、届出、收受等）
- ・ 安全対策業務
- ・ 利用者対応業務（チケット販売の調整及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等）
- ・ 危機管理対応業務
- ・ バス便の移行調整業務（移行対象バスの調整の場及び会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等）
- ・ その他関連業務（広報活動、再開発ビル（雲井5）の管理組合への参加、三宮周辺におけるエリアマネジメント活動への参加等）

b) 三宮バスターミナル運営等事業

三宮バスターミナル運営等事業の範囲は、以下のとおりとする。

なお、三宮バスターミナル運営等事業は新バスターミナル（Ⅰ期）の供用開始と同時期に開始することを予定しているが、開始前までは三宮バスターミナルはバス事業者部会が維持管理・運営を行っている。そのため、三宮バスターミナル運営等事業の開始前に、三宮バスターミナルの維持管理・運営に関して、バス事業者部会と調整の上、必要となる準備を行うこと。

① 準備業務

- ・ 開業前研修
- ・ バス事業者部会からの引継ぎ
- ・ バス便の移行調整業務
- ・ 広報活動
- ・ 事業パンフレットの作成
- ・ 供用約款の策定

② 維持管理業務

- ・ 建築物点検保守管理業務
- ・ 建築設備点検保守管理業務
- ・ 車路点検保守管理業務
- ・ 什器・備品維持管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 清掃業務
- ・ 経常修繕業務
- ・ 交通事故応急対応業務
- ・ 長期修繕計画案作成業務

③ 運営業務

- ・ 運行管理業務（運行ダイヤ調整、運行管理等）
- ・ 料金徴収業務（停留料金の設定、届出、収受等）
- ・ 安全対策業務
- ・ 利用者対応業務（チケット販売の調整及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等）
- ・ 危機管理対応業務
- ・ バス便の移行調整業務（移行対象バスの調整の場及び会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等）
- ・ その他関連業務（広報活動、管理規約（市）の遵守、三宮周辺におけるエリアマネジメント活動への参加等）

c) 新バスターミナル利便増進事業

事業者は、本事業（国）の事業期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、利便施設（国）の設置、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と費用により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができるものとする。

- ・ 利便施設（国）の設置、運営
- ・ 事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務

なお、占用料は0円とする。

d) 三宮バスターミナル利便増進事業

事業者は、本事業（市）の事業期間中、あらかじめ市との協議が成立することを条件として、利便施設（市）の設置、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と費用により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができるものとする。

- ・ 利便施設（市）の設置、運営
- ・ 事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務

なお、国に準じて占用料は0円を想定している。

(13) 要求水準書（案）の体系

国及び市は、事業者によって適切な内装整備及び維持管理が実施されること、安全なバスターミナル運営を行うことが確保されること及び事業継続が確保されることを目的として要求水準を定める。なお、要求水準書（案）は、競争的対話実施後に内容を確定し、要求水準書として公表する。

ただし、事業者が提案した事業計画の内容のうち、要求水準書に示す要求水準を上回るものについては、事業者が本事業を実施するにあたっての要求水準の一部として扱うものとする。

(14) 事業者が取得する権利

運營業務開始日までに事業者は特定車両停留施設の運営権を取得する。

(15) 追加投資等の取扱い（国）

a) 本施設（国）に係る追加投資等の取扱い

① 追加投資

事業者は、本施設（国）について、運営権（国）存続期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、自らの責任と費用により、追加投資をすることができる。ただし、追加投資は、特定車両停留施設（国）としての機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限る。

なお、追加投資による収入の増加は事業者に帰属する。また、追加投資の部分は、本施設（国）との一体性が認められる対象については国の所有物となり、運営権設定対象施設（国）に含む。追加投資を実施するにあたっては、管理組合の事前承認を得ること。

② 大規模修繕

本施設（国）においては、原則、事業期間中に大規模修繕は発生しない想定である。ただし、事業者が提出する本施設（国）の長期修繕計画案を踏まえ、国が必要であると判断した大規模修繕は、事業対象外として国が実施する。

b) 利便施設（国）に係る追加投資等の取扱い

事業者は、利便施設（国）について、要求水準を充足する限り、道路管理者に報告の上、原則として自らの判断及び責任において追加投資・大規模修繕を行うことができる。追加投資・大規模修繕にあたっては、管理組合へ事前確認を行うこと。

(16) 追加投資等の取扱い（市）

a) 本施設（市）に係る追加投資等の取扱い

① 追加投資

事業者は、本施設（市）について、運営権（市）存続期間中、あらかじめ市との協議が成立することを条件として、自らの責任と費用により、追加投資をすることができる。ただし、追加投資は、特定車両停留施設（市）としての機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限る。

なお、追加投資による収入の増加は事業者に帰属する。また、追加投資の部分は、本施設（市）との一体性が認められる対象については市の所有物となり、運営権設定対象施設（市）に含む。追加投資を実施するにあたっては、管理協議会の事前承認を得ること。

② 大規模修繕

市の作成した三宮バスターミナル保全計画に記載する大規模修繕については、市が実施する。また、事業者が提出する本施設（市）の長期修繕計画案を踏まえ、市が必要であると判

断した大規模修繕は、事業対象外として市が実施する。詳細は、資料5「要求水準書（案）」の添付資料24「三宮バスターミナル保全計画書」を参照すること。

b) 利便施設（市）に係る追加投資等の取扱い

事業者は、利便施設（市）について、要求水準を充足する限り、道路管理者に報告の上、原則として自らの判断及び責任において追加投資・大規模修繕を行うことができる。追加投資・大規模修繕にあたっては、管理協議会へ事前確認を行うこと。

(17) 計画及び報告

a) 計画

事業者は、事業期間中、要求水準書（案）に定める計画書等を作成し、国及び市に提出すること。

計画においては、安全性及び運営の安定性の確保を含めるものとする。事業者は、提出された計画に従って本事業を実施する。

b) 報告

事業者は、事業期間中、要求水準書（案）に定める報告書等を作成し、国及び市に提出すること。

(18) 運営権対価の支払い

本事業に係る運営権の設定に対する対価は0円とする。運営権対価を1円以上で提案できる場合は、該当金額を公的負担の削減に充てること。

(19) 特定車両停留施設に停留できる車両の種類（予定）

特定車両停留施設（国）に停留できる車両の種類は以下とする。

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（路線バス等）

特定車両停留施設（市）に停留できる車両の種類は以下とする。

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（路線バス等）
- ・一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車※

※一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車については、施設の容量等を加味し、現在三宮バスターミナルに乗り入れしているバスを想定している。

(20) 本事業の実施に関する協定等

a) 基本協定

国及び市は、優先交渉権者との間で、本事業の円滑な実施及び開業準備に必要な基本的事項を定めた基本協定（国）及び基本協定（市）をそれぞれ締結する。詳細は基本協定書（国）（案）、基本協定書（市）（案）を参照すること。

b) 特定事業契約

国は、基本協定（国）の定めるところにより、優先交渉権者との間で特定事業契約を締結する予定である。事業者は、当該特定事業契約に基づいて新バスターミナル運営等事業及び新バスターミナル利便増進事業を実施する。詳細は特定事業契約書（案）を参照すること。

c) 実施契約

市は、基本協定（市）の定めるところにより、優先交渉権者との間で実施契約を締結する予定である。事業者は、当該実施契約に基づいて三宮バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル利便増進事業を実施する。詳細は実施契約書（案）を参照すること。

d) バス管制システムの運用に関する協定

国及び市は、事業者との間で、三宮バスターミナルにおけるバス管制システムの運用に関する協定を締結する予定である。詳細はバス管制システムの運用に関する協定書（案）を参照すること。

(21) 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりとする。

a) 事業終了時の水準

事業者は、運営・維持管理期間中の維持管理業務及び運営業務を適切に行うことにより、本事業が終了する時点においても、要求水準を満たす状態で本施設を保持していなければならない。なお、運営・維持管理期間終了日の約4年前から本施設の維持管理業務及び運営業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を国及び市に提供する等、本事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

b) 運営権

事業期間終了時に事業者に設定されている運営権は消滅する。

c) 事業者の資産等（国）

事業期間終了時又はそれ以降の国が指定する日において、事業者は、本施設（国）を国又は国の指定する第三者に引き渡さなければならない。

事業者の保有資産については、事業期間終了時に事業者の責任及び費用負担により処分（第三者への譲渡を含む。）することとする。ただし、国又は国の指定する第三者は、当該資産のうち、必要と認めたものを引き継ぐことができる。引継ぎの詳細については、国又は国の指定する第三者と事業者の協議により定めるものとする。

d) 事業者の資産等（市）

事業期間終了時又はそれ以降の市が指定する日において、事業者は、本施設（市）を市又は市の指定する第三者に引き渡さなければならない。

事業者の保有資産については、事業期間終了時に事業者の責任及び費用負担により処分（第

三者への譲渡を含む。) することとする。ただし、市又は市の指定する第三者は、当該資産のうち、必要と認めたものを引き継ぐことができる。引継ぎの詳細については、市又は市の指定する第三者と事業者の協議により定めるものとする。

e) 業務の引継ぎ（国）

国又は国が指定する第三者への業務の引継ぎは原則として運営権（国）存続期間内に行うこととし、事業者は自らの責任により、本事業（国）が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業者、国又は国が指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

f) 業務の引継ぎ（市）

市又は市が指定する第三者への業務の引継ぎは原則として運営権（市）存続期間内に行うこととし、事業者は自らの責任により、本事業（市）が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業者、市又は市が指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1. 事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

国及び市は、一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等及び三宮バスターミナル特定運営事業等を特定事業とした場合、本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等の提示を通じて募集し、透明性及び公平性の確保に配慮した上で優先交渉権者及び次点交渉権者（以下「優先交渉権者等」という。）を選定するものとする。本事業の優先交渉権者等の選定は、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式）による。

3.2. 応募者の構成及び参加資格の要件に関する事項

(1) 応募者の構成

- ア 応募者は、2.1.(12)事業範囲に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- イ 応募者は、応募企業、応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。応募グループにあっては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、構成員は応募時に様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、応募グループの場合、SPC の設立にあたって構成員は構成企業（SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業）と協力企業（SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業）に分類される。代表企業は構成企業から定めるものとする。
- ウ 応募企業又は構成企業は、SPC の設立にあたって SPC に出資し、SPC の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）すべての割当てを受けるものとする。
- エ 本事業に係る業務は、SPC から応募企業、構成企業又は協力企業にのみ委託することができ、参加表明書において、応募企業、構成企業及び協力企業の企業名と、それぞれが携わる業務を明記するものとする。ただし、利便増進事業に限り、個別事業（※）毎に応募企業、構成企業又は協力企業以外の第三者に対して委託することができる。
- オ 応募企業、構成企業又は協力企業は、準備業務のうち「供用約款の策定」、運營業務のうち「料金徴収業務」、「危機管理対応業務」、「バス便の移行調整業務」について、再委託できないものとする。
- カ 参加表明書の提出以降、特定事業契約締結及び実施契約締結まで、応募企業、代表企業及び構成員の変更は認めない。ただし、代表企業を除く構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国及び市と協議するものとし、国及び市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又は構成員が以下に示す参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又は構成員を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、国及び市に速やかに通知しなければならない。
- キ 参加表明書の提出以降、応募企業又は構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又は構

成員となることは認めない。

(※) 自動販売機の設置・運営やコインロッカーの設置・運営といった利便増進事業を構成する個々の事業をいう。

(2) 応募企業、構成員に共通の参加資格

- ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。また、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ PFI 法（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定に該当しない者であること。
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- カ 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納している者でないこと。
- キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）第 5 条に該当する者）に該当しないこと。
- ク 近畿地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）に基づく指名停止を受けていないこと。及び、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ケ 本事業の選定に関連するアドバイザリー業務に関わっている法人又はその子会社及びこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。本事業の選定に関連するアドバイザリー業務に関わっている法人は以下に示すとおりである。
 - ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- コ 有識者委員会の委員が属する法人又は当該法人と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- サ 上記ケ及びコに定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。

(3) 各業務に携わる企業に求める要件

a) 本施設（国）の内装整備業務に携わる企業

① 内装設計企業

応募者を構成する企業のうち内装設計業務を実施する者（以下「内装設計企業」という。）は、次のアからキの要件を満たすこと。

- ア 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における「土木関係建設コンサルタント業務」又は「建築関係建設コンサルタント業務」に係る令和 7・8 年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、当該一般競争（指名競争）参加資格の認定されていない者は開札日までに認定を受けること。
- イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ウ 内装設計業務を複数の内装設計企業が分担して行う場合にあつては、いずれの内装設計企業においても上記ア及びイを満たしていること。
- エ 次の（ア）から（エ）までに示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。
 - （ア）管理技術者については、設計業務の技術の管理及び統括に関する業務。
 - （イ）総合主任担当技術者については、「総合」及び「構造」に関する業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。
 - （ウ）電気設備主任担当技術者については、「電気設備」に関する業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。
 - （エ）機械設備主任担当技術者については、「機械設備」に関する業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

※内装設計業務を分担する場合の業務分野は、国土交通省告示第八号（令和 6 年 1 月 9 日）における別添一（以下「告示別添一」という。）第 1 項第一号ロ（1）及び第二号ロ（1）の設計の種類により示されたものを、次のとおり分類する。

「総合」建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計業務。

「構造」建築物の構造に関する設計業務。

「電気設備」建築物の設備における電気設備に関する設計業務。

「機械設備」建築物の設備における給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等設備に関する設計業務。

※「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（最終改正令和 3 年 3 月 30 日国営管第 588 号）第 16 条の定義による。

※「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。

オ 管理技術者及び総合主任担当技術者は、内装設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係

(第一次審査書類の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係。)にあること。

カ 管理技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を配置できること。

キ 次の(ア)から(エ)までに示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。

(ア) 平成27年4月1日以降、第一次審査書類の提出期限の日までに契約履行が完了した業務実績として、次の(エ)に示す実績要件(施設の建築工事の完成及び引渡し完了したものであって、新築又は増築の基本設計及び実施設計に携わったものに限る。)を満たす業務において、担当する業務分野(管理技術者の場合は「総合」の分野も含む。)の設計業務実績を有する者であること。

また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業(以下「長期休暇」という。)を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

なお、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。

(イ) 携わった実績については、次の(エ)のうち、管理技術者、総合主任担当技術者にあつてはAの項目、電気設備主任担当技術者にあつてはBの項目、機械設備主任担当技術者にあつてはCの項目に該当する実績を有する者であること。

なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

(ウ) 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名とし、管理技術者と各主任担当技術者のいずれかとの兼務を認める。

また、第一次審査書類提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者においても上記(ア)及び(イ)の要件を満たしていなければならない。

(エ) 実績要件

A 管理技術者、総合主任担当技術者

- a. 延べ面積(増築・改修の場合はそれぞれの対象面積)が1棟で4,500 m²以上の公共施設で構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。
- b. 国土交通省告示第八号(令和6年1月9日)における別添二(以下「告示別添二」という。)の四. 業務施設、五. 商業施設、一二. 文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。
- c. 上記a. 及びb. の設計業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。

B 電気設備主任担当技術者

- a. 延べ面積(増築・改修の場合はそれぞれの対象面積)が1棟で4,500 m²以上の公共施設で工事種目が電灯設備及び火災報知設備を含むもの。
- b. 告示別添二の四. 業務施設、五. 商業施設、一二. 文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので工事種目に電灯設備及び火災報知設備を

含むもの。

- c. 上記 a. 及び b. の設計業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。

C 機械設備主任担当技術者

- a. 延べ面積（増築・改修の場合はそれぞれの対象面積）が 1 棟で 4,500 m²以上の公共施設で工事種目に空気調和設備及び給排水設備を含むもの。
- b. 告示別添二の四. 業務施設、五. 商業施設、一二. 文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので工事種目に空気調和設備及び給排水設備を含むもの。
- c. 上記 a. 及び b. の設計業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。

② 内装施工企業

応募者を構成する企業のうち内装施工業務を実施する者（以下「内装施工企業」という。）は、次のアからエの要件を満たすこと。

ア 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「建築工事」、「電気設備工事」及び「暖冷房衛生設備工事」に認定されている者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、当該一般競争（指名競争）参加資格の認定されていない者は開札日までに認定を受けること。

イ 次の a. から c. の各工事に携わる内装施工企業は、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）がそれぞれ a. から c. に示す点数以上であること（上記アの再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際の経営事項評価点数がそれぞれ a. から c. に示す点数以上であること。）。

- a. 建築工事 1 1 0 0 点以上
- b. 電気設備工事 1 1 0 0 点以上
- c. 暖冷房衛生設備工事 1 1 0 0 点以上

ウ 内装施工業務を複数の内装施工企業が分担して行う場合にあつては、いずれの企業においても上記ア及びイを満たしていること。

エ 下記（ア）から（イ）までの基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、経常 JV として参加する場合、JV 構成員のうち下記（ア）に示す工事種別を実施するものについて A から D までの基準をすべて満たす配置予定技術者を配置できること。

（ア）工事種別 建築工事

- A 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。
- a. 一級建築士の免許を有する者。
 - b. 1級建築施工管理技士と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者。国土交通大臣が認定した者とは、指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評価に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいう。
- B 平成27年4月1日以降、第一次審査書類提出期限の日までに元請として完成及び引き渡しが完了した下記a. から c. までのすべての要件を満たす工事（新築又は増築工事とし、いずれの場合も躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間に1年以上の長期休暇を取得した場合の取扱いは、上記①キ（ア）による。
- a. 延べ面積（増築・改修の場合はそれぞれの対象面積）が1棟で1,500㎡以上の公共施設。
 - b. 構造：鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造。
 - c. 上記a. 及びb. は同一工事の実績であること。
- C 配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- D 配置予定技術者（その他のJV構成員の配置予定技術者を含む。）は、内装施工企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査書類の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係。）にあること。
- （イ）同種工事の経験が、国土交通大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。なお、低入札工事にあっても同様に工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。

また、第一次審査書類提出時点において、配置予定技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者においても上記の要件を満たしていなければならない。

さらに、在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組

合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(令和5年3月13日付け国不建第601号)、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成28年5月31日付け国土建第119号)又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて」(平成28年12月19日付け国土建第357号)において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

③ 工事監理企業

応募者を構成する企業のうち工事監理業務を実施する者(以下「工事監理企業」という。)は、次のアからキの要件を満たすこと。

ア 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における「土木関係建設コンサルタント業務」及び「建築関係建設コンサルタント業務」に係る令和7・8年度一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。なお、当該一般競争(指名競争)参加資格の認定されていない者は開札日までに認定を受けること。

イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

ウ 工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合にあっては、いずれの工事監理企業においても上記ア及びイを満たしていること。

エ 次の(ア)から(エ)までに示す業務を実施する工事監理者及び監理主任技術者を配置できること。

(ア) 工事監理者については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第5条の6第4項に規定する業務及び統括に関する業務。

(イ) 建築監理主任技術者については、「建築監理」に関する業務分野について、工事監理者の下で担当技術者を統括する業務。

(ウ) 電気設備監理主任技術者については、「電気設備監理」に関する業務分野について、工事監理者の下で担当技術者を統括する業務。

(エ) 機械設備監理主任技術者については、「機械設備監理」に関する業務分野について、工事監理者の下で担当技術者を統括する業務。

※工事監理業務の業務分野は、告示別添一、第2項第一号及び第二号による業務において示される工事監理の種類により示されたものを、次のとおり分類する。

「建築監理」告示別添一、第1項第二号ロ(1)における(1)総合及び(2)構造に定める成果図書に基づき行う工事監理業務。

「電気設備監理」告示別添一、第1項第二号ロ(1)における(3)設備(i)に定める成果図書に基づき行う工事監理業務。

「機械設備監理」告示別添一、第1項第二号ロ(1)における(3)設備(ii)から(iv)までに定める成果図書に基づき行う工事監理業務。

オ 工事監理者及び建築監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査書類の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係。）にあること。

カ 工事監理者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を配置できること。

キ 次の（ア）から（エ）までに示す要件を満たす工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

（ア）平成27年4月1日以降、第一次審査書類の提出期限の日までに契約履行が完了した業務実績として、次の（エ）に示す実績要件（施設の建築工事の完成及び引渡しが完了したものであって、新築又は増築の工事監理業務に携わったものに限る。）を満たす工事において担当する業務分野（工事監理者の場合は「建築監理」の分野の実績を含む。）の工事監理業務実績を有する者であること。また、上記の期間に1年以上の長期休暇を取得した場合の取扱い、上記①キ（ア）による。

（イ）携わった実績については、次の（エ）のうち、工事監理者、建築監理主任技術者にあつてはAの項目、電気設備監理主任技術者にあつてはBの項目、機械設備監理主任技術者にあつてはCの項目に該当する実績を有する者であること。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

（ウ）工事監理者は1名とするが、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ない。なお、工事監理者と各監理主任技術者の兼務及び各監理主任技術者間の兼務を認める。また、第一次審査書類提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者においても上記（ア）及び（イ）の要件を満たしていなければならない。

（エ）実績要件

A 工事監理者、建築監理主任技術者

- a. 延べ面積（増築・改修の場合はそれぞれの対象面積）が1棟で1,500㎡以上の公共施設で構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。
- b. 国土交通省告示第八号（令和6年1月9日）における別添二（以下「告示別添二」という。）の四．業務施設、五．商業施設、一二．文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの。
- c. 上記a. 及びb. の工事監理業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。
- d. 建築監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を含む業務実績を有する者であること。

B 電気設備監理主任技術者

- a. 延べ面積（増築・改修の場合はそれぞれの対象面積）が1棟で1,500㎡以上の公共施設で工事種目が電灯設備及び火災報知設備を含むもの。
- b. 告示別添二の四．業務施設、五．商業施設、一二．文化・交流・公益施設

が延べ面積の過半を占めるもので工事種目に電灯設備及び火災報知設備を含むもの。

- c. 上記 a. 及び b. の工事監理業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。

C 機械設備監理主任技術者

- a. 延べ面積（増築・改修の場合はそれぞれの対象面積）が 1 棟で 1,500 m²以上の公共施設で工事種目に空気調和設備及び給排水設備を含むもの。

- b. 告示別添二の四. 業務施設、五. 商業施設、一二. 文化・交流・公益施設が延べ面積の過半を占めるもので工事種目に空気調和設備及び給排水設備を含むもの。

- c. 上記 a. 及び b. の工事監理業務実績であること。ただし、同一の業務実績でなくても可とする。

b) 本施設の維持管理業務に携わる企業

応募者を構成する企業のうち維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次のア及びイの要件を満たすこと。

- ア 令和 7・8・9 年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「近畿」地域の競争参加資格を有する者であること。

- イ 維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して行う場合にあっては、いずれの維持管理企業においても上記の要件を満たしていること。

c) 本施設の運営業務に携わる企業

応募者を構成する企業のうち運営業務を実施する者（以下「運営企業」という。）は、次のアの要件を満たすこと。

- ア 特定車両停留施設の運営業務を実施する者のうち少なくとも一者は、バスターミナル運営実績（※）を有すること。

ただし、令和 7・8・9 年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において「役務の提供等」に登録していない者にあっては、特定事業契約の締結までに「役務の提供等」に登録しておくこと。

（※）一般乗合旅客自動車運送事業（高速バス、路線バス）又は一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）の車両を同時に 2 両以上停留させることを目的とした施設において、旅客案内、車両誘導、情報提供を行っている運営実績とする。

d) 利便増進事業に携わる企業

応募者を構成する企業のうち利便増進事業を実施する者は、利便増進事業に携わる企業特有の要件は設けないが、3.2.(2)応募企業、構成員に共通の参加資格を満たすこと。

3.3. 事業者の募集及び選定の手順に関する事項

国及び市は、以下の手順により、優先交渉権者等を選定する。

(1) 募集スケジュール（予定）

募集要項等の公表後、本事業開始日に至るまでのスケジュールは概ね以下のとおりである。

表 2 今後のスケジュール

スケジュール（予定）	内容
令和 7 年 1 月 28 日	特定事業の選定・公表、募集要項等の公表
令和 7 年 2 月 21 日まで	募集要項等に関する質問（第 1 回）受付期間
令和 7 年 3 月 18 日	募集要項等に関する質問（第 1 回）の回答公表
令和 7 年 4 月 16 日	参加表明書の受付、参加資格の確認
令和 7 年 6 月 3 日、4 日	競争的対話の実施期間
令和 7 年 8 月 1 日まで	募集要項等に関する質問（第 2 回）受付期間
令和 7 年 8 月 26 日	募集要項等に関する質問（第 2 回）の回答公表
令和 7 年 9 月 11 日	事業提案書等の受付期限
令和 7 年 11 月頃	優先交渉権者等の選定
令和 7 年 12 月頃	基本協定の締結
令和 8 年 2 月頃	特定事業契約の締結
令和 8 年 3 月頃	実施契約の締結

(2) 有識者委員会の設置

国及び市は、優先交渉権者等の選定にあたり、PFI 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、有識者からなる有識者委員会（以下「有識者委員会」という。）を設置し、有識者委員会から事業者選定基準及び評価内容等についての意見を聞くこととする。

(3) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

a) 質問の受付

国及び市は、募集要項等に記載の内容についての質問を受け付ける。

受付期間：＜第 1 回＞令和 7 年 1 月 28 日（火）から令和 7 年 2 月 21 日（金）まで

＜第 2 回＞令和 7 年 7 月 22 日（火）から令和 7 年 8 月 1 日（金）まで

土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前 9 時 15 分から午後 6 時 00 分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出先：1.(3)に示す担当部局（一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）

提出方法：募集要項等に関する質問の内容を簡潔にまとめ、様式集及び記載要領に定める「(様式 5) (様式 6)」の各回質問書に記入し、1.(3)の担当部局（一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）へ電子メールの添付ファイルとして上記の提出先に送信し、電話により着信を確認すること。

また、質問を公表された場合に質問を提出した者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含

まれる場合は、その旨を明らかにすること。

質問書は、Microsoft Excel により作成することとし、提出者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。

なお、電子メール以外での質問には一切応じない。

ただし、「(様式1) 守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出した上で提供する資料に関する質問は受け付けない。

b) 回答の公表

国及び市は、回答について、近畿地方整備局ホームページへの掲載により公表する。募集要項等の内容に関する質問に対する回答は、すべて公表するものとする。なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。また、公平性及び透明性を確保するため、電話等での直接回答は行わない。

(4) 守秘義務対象資料の提供等

a) 守秘義務の遵守に関する誓約書の提出

本事業において守秘義務の対象となる資料の提供を受ける者は、様式集及び記載要領に従い、「(様式1) 守秘義務の遵守に関する誓約書」「(様式2) 守秘義務対象資料提供申込書」、必要に応じて「(様式3) 第二次被開示者への資料開示通知書」を作成し、提出しなければならない。

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の内容には、各審査において開示される資料の守秘義務を含む。

受付期間：「(様式1) 守秘義務の遵守に関する誓約書」「(様式2) 守秘義務対象資料提供申込書」については、令和7年1月28日(火)から令和7年4月16日(水)までの休日を除く毎日、午前9時15分から午後6時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

「(様式3) 第二次被開示者への資料開示通知書」については、令和7年1月28日(火)から令和7年9月11日(木)までの休日を除く毎日、午前9時15分から午後6時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出先：1.(3)に示す担当部局（一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）

提出方法：「(様式1) 守秘義務の遵守に関する誓約書」「(様式2) 守秘義務対象資料提供申込書」、必要に応じて「(様式3) 第二次被開示者への資料開示通知書」を作成し、1.(3)の担当部局（一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）へ電子メールの添付ファイルとして上記の提出先に送信すること。併せて、封書に「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等及び三宮バスターミナル特定運営事業等 守秘義務の遵守に関する誓約書 在中」と記入の上で、1.(3)の担当部局（一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）へ簡易書留により郵送すること。

提供方法：提供資料については、担当部局が「(様式1) 守秘義務の遵守に関する誓約書」及び「(様式2) 守秘義務対象資料提供申込書」を受領後、担当部局から電子

メール若しくは簡易書留により郵送する。

提供形態：紙媒体若しくは電子データ

提供資料：要求水準書（案）添付資料一覧を参照すること。

b) 提供資料の破棄

守秘義務対象資料の提供を受けた者は、守秘義務の遵守に関する誓約書に基づき、提供資料を適切に管理しなければならない。

守秘義務対象資料の提供を受けた者は、守秘義務の遵守に関する誓約書に基づき、提出書類を提出しないことが明らかになった時点又は提案書提出期限のいずれか早い時点で責任をもって守秘義務対象資料（守秘義務対象資料の印刷物等を含む。）を破棄し、破棄完了後、様式集及び記載要領に定める「（様式 4）破棄義務の遵守に関する報告書」を作成し、封書に「一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等及び三宮バスターミナル特定運営事業等 破棄義務の遵守に関する報告書 在中」と記入の上で、1.(3)の担当部局（一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）へ簡易書留により郵送すること。

(5) 補足資料の公表等

国及び市は、募集要項等を補足するための資料を公表又は提供することができる。

補足資料を公表する場合は、ホームページにて行い、守秘義務の遵守に関する誓約書提出者に対してのみ提供する場合は、紙媒体若しくは電子データにより行うものとする。

(6) 参加表明書の受付、参加資格の確認、参加資格の確認結果の通知

本事業の応募者に、参加表明書及び参加資格の確認に必要な書類の提出を求め、国及び市にて参加資格の確認を行う。参加資格の確認結果は、応募者に通知する。

受付期間：令和 7 年 1 月 28 日（火）から令和 7 年 4 月 16 日（水）までの休日を除く毎日、午前 9 時 15 分から午後 6 時 00 分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出先：1.(3)に示す担当部局（一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）

提出方法：郵送又は持参すること。

(7) 競争的対話等の実施

国及び市は、応募者の参加資格の確認後、事業提案書の提出までの間に、参加資格の確認を受けた応募者（以下「提案提出者」という。）と競争的対話等を行う。その結果を踏まえ、要求水準書（案）及び基本協定書（国）（案）・基本協定書（市）（案）・特定事業契約書（案）・実施契約書（案）等の調整を行い、修正があった場合は公表する。応募者は、参加表明書と併せて「（様式 10）競争的対話に関する議題提案書」を提出すること。応募者が多数の場合は、選定を行う場合がある。

受付期間：令和 7 年 1 月 28 日（火）から令和 7 年 4 月 16 日（水）までの休日を除く毎日、午前 9 時 15 分から午後 6 時 00 分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出先：1.(3)に示す担当部局（一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）

提出方法：郵送又は持参すること。

対話実施日：令和7年6月3日（火）、令和7年6月4日（水）を予定している。

(8) 事業提案書等の受付

本事業の提案提出者は、事業提案書の提出時に必要な書類を、以下の要領で提出すること。

受付期間：令和7年8月26日（火）から令和7年9月11日（木）までの休日を除く毎日、午前9時15分から午後6時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

提出先：1.(3)に示す担当部局（一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等）

提出方法：郵送又は持参すること。

(9) 優先交渉権者等選定の方法

a) 選定方法の概要

優先交渉権者には、バスターミナルの内装整備・維持管理・運営に関する専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、優先交渉権者等の選定にあたっては、企画競争により事業提案の評価を行う。

また、優先交渉権者等の選定にあたっては、応募者の参加資格及び実績等の有無を判断する第一次審査と、提案提出者の提出する提案書の評価を行う第二次審査により行う。

なお、第一次審査は応募者が募集要項に定める必要な要件を満たすかを判断するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響しないこととする。

詳細は、資料7「事業者選定基準」を参照すること。

b) 事業者選定の体制

国及び市は、優先交渉権者を選定するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、有識者等からなる有識者委員会を設置する。有識者委員会は、各提案提出者からの提案に対する評価案について、意見を国及び市に報告し、国及び市はこれを受けて、提案提出者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

有識者委員会の構成は以下のとおりである。

表 3 有識者委員会の委員

氏名	所属
岡 絵理子	関西大学環境都市工学部 教授
小谷 通泰	神戸大学 名誉教授
甲斐 良隆	京都情報大学院大学 教授
北詰 恵一	関西大学環境都市工学部 教授
正司 健一	神戸大学 名誉教授

（五十音順、敬称略）

c) 書類の審査

① 第一次審査

応募者が、募集要項に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしていない項目があれば失格とする。

② 第二次審査

i) 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を満たしているか否かの審査を行う。事業提案が要求水準を満たしていない場合は失格とする。

なお、要求水準とは、「一般国道 2 号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等及び三宮バスターミナル特定運営事業等の要求水準書」に定める要求水準をいう。

ii) 事業提案審査

要求水準の充足が確認された提案提出者の事業提案書について、事業者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。プレゼンテーション実施日等の詳細については、該当者に別途通知する。

③ 優先交渉権者等の選定

国及び市は、有識者委員会の意見を踏まえて、提案提出者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。なお、評価点が同点の場合は、資料 7「事業者選定基準」に基づき、本事業の実施で重要と考える評価項目の合計点が高い提案提出者を優先交渉権者として選定する。これによりなお同点となった場合には、くじにより優先交渉権者を選定する。

④ 審査結果の公表

国及び市は、審査の結果及び審査の評価の過程について、優先交渉権者等の選定後速やかにホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(10) 審査結果の通知

国及び市は、審査の結果を、提案提出者に通知する。

3.4. 優先交渉権者選定後の手続

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、競争的対話に基づいて修正された基本協定書（国）（案）、基本協定書（市）（案）に基づき、速やかに国、市それぞれと基本協定を締結しなければならない。優先交渉権者と基本協定が適時に締結されない場合、国及び市は、次点交渉権者を優先交渉権者とし、基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、国及び市は、競争的対話に基づいて修正された基本協定書（国）（案）、基本協定書（市）（案）のさらなる修正には、原則として応じない。

(2) 事業提案概要の公表用資料の作成

優先交渉権者は、提案審査書類の概要について、基本協定の締結後速やかに、公表用資料を作成し、国及び市に提出すること。

(3) SPC の設立

優先交渉権者は、基本協定締結後、速やかに、本事業の実施のみを事業目的とする SPC を設立する。

(4) 運営権の設定

国は、内装整備業務の完了後、SPC に対して運営権設定書を交付して運営権（国）を設定する。また、SPC は、法令に従って運営権（国）の設定登録を行う。

なお、国は、運営権（国）を設定したときは、PFI 法第 19 条第 3 項に定める事項をホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

市は、市会の議決を経て、特定車両停留施設（市）の指定後、SPC に対して運営権設定書を交付して運営権（市）を設定する。また、SPC は、法令に従って運営権（市）の設定登録を行う。

なお、市は、運営権（市）を設定したときは、PFI 法第 19 条第 3 項に定める事項をホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 特定事業契約及び実施契約の締結

SPC の設立後、競争的対話に基づいて修正された特定事業契約書（案）の内容に従い、国と SPC は、特定事業契約を締結する。なお、国は、競争的対話に基づいて修正された特定事業契約書（案）のさらなる修正には、原則として応じない。

また、SPC の設立後、競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）の内容に従い、市と SPC は、実施契約を締結する。なお、市は、競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）のさらなる修正には、原則として応じない。

なお、国は特定事業契約、市は実施契約を締結したときは、PFI 法第 15 条第 3 項及び第 22 条第 2 項に定める事項をホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(6) 本事業の開始

事業者は、特定事業契約に定める開始日に内装整備業務を開始し、実施契約に定める開始日に準備業務を開始する。また、特定事業契約及び実施契約に定める開始日に維持管理業務・運営業務を開始する。

3.5. 応募に関する留意事項

(1) 契約保証金の納付

国は、特定事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、次のアからウのいずれかの方法による特定事業契約の保証を求めることを予定している。なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設（国）の内装整備費に相当する合計額の 10 分の 1 以上とする。

- ア 会計法第 29 条の 9 第 1 項に基づく契約保証金の納付
- イ 会計法第 29 条の 9 第 2 項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供
 - a 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - b 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- ウ 会計法第 29 条の 9 第 1 項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供
 - a 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(2) 応募の前提

a) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。応募者は、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

b) 応募に伴う費用の負担

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

c) 書面主義

本募集に関して国及び市に対して行うすべての意思表示は、募集要項等に別段の定めのない限り、書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。応募者が日本国外の企業から構成される場合、日本語と英語の併記を認めるが、その内容が異なる場合は日本語の記述が優先される。また、参加資格に係る資料の付属資料として応募者から提供される印刷物については外国語のものも認めるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとする。

d) 使用言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(3) 応募者の提出する提出書類

応募者は、様式集及び記載要領に従い提出書類を作成する。

(4) 提出書類の取扱い

a) 著作権

提出された事業提案書の著作権は、提案提出者に帰属する。ただし、本事業において国及び市が必要と認める場合は、個人情報等の適正な取扱いをし、国及び市は事業提案書の一部又は全部を無償で使用（公表することを含む。）できるものとする。

なお、提出された事業提案書については返却しない。

b) 特許権等

提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等その他日本国の法令に基づき

保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担する。

c) 提出書類の公開について

国及び市は、必要に応じて、提出書類の一部を公開する場合がある。なお、提案提出者は、提出書類を公表された場合に提案提出者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

d) 提案内容の矛盾について

提示図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

e) 提案内容の履行義務について

優先交渉権者が、各審査段階において国及び市に提示した提案については、事業者がこれを履行する義務を負う。

f) その他

著作権、特許権等に係るトラブルについては、応募者において処理するものとし、国及び市は一切の責を負わないものとする。

(5) 国及び市からの提示資料の取扱い

国及び市が提供する資料は、本募集に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

- ① 「3.2. 応募者の構成及び参加資格の要件に関する事項」を満たさない者が応募したとき
- ② 提出書類が不足しているとき
- ③ 提出書類が様式集及び記載要領に従い記載されていないとき
- ④ 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ⑤ 本事業の選定に関し、有識者委員会の委員又は有識者委員会の委員が属する法人、公募アドバイザーに働きかけをしたとき
- ⑥ 応募手続において不正な行為があったとき
- ⑦ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ⑧ 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき
- ⑨ 2通以上の提出書類を提出したとき
- ⑩ その他募集要項等に定める条件に違反したとき

4. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4.1. 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業では、民間事業者の自主性と創意工夫が発揮されるように、停留料金等の収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業に係るリスクは、原則、事業者が負担することを基本とする。ただし、国及び市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、国及び市がリスクを負うものとする。

(2) 想定されるリスクと費用分担

新バスターミナル運営等事業に係る予想されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、資料1「特定事業契約書（案）」において示す。

三宮バスターミナル運営等事業に係る予想されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、資料2「実施契約書（案）」において示す。

(3) 要求する性能等

事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、新バスターミナル（Ⅰ期）の内装整備と維持管理及び運営、三宮バスターミナルの維持管理及び運営、利便増進事業を行うものとする。なお、本事業において実施する各業務の満たすべき水準その他事項の詳細は、資料5「要求水準書（案）」において示す。

(4) 業務の履行の検査

国は、本施設（国）の引渡しを受ける前に、内装整備業務について会計法第29条の11第2項の規定に基づく検査を行う。国は、上記の検査の結果、本施設（国）が特定事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって内装整備費等を支払う。

4.2. 事業者の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 事業者の保有する運営権の譲渡等

事業者は、国及び市の事前の承認を得ることなく、運営権、特定事業契約及び実施契約上の地位、及び本事業について国及び市との間で締結した一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとする。

(2) 事業者の株式の新規発行及び処分

事業者は、以下 a) の手続にしたがって本議決権株式及び事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、事業者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）につい

て、以下 b) の手続にしたがって事業者の責により行うものとし、国及び市は原則として関与しないものとする。

a) 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②国及び市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（事業者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、国及び市の事前の承認を受ける必要がある。

また、事業者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、国及び市の事前の承認を受ける必要がある。

国及び市は、本議決権株式の譲受人が、基本協定に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、関係行政機関（財務省を含むがこれに限らない）と協議した上で処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、国及び市に対して提出しなければならない。

b) 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、事業者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

4.3. 業績等の監視に関する事項

事業者が特定事業契約及び実施契約に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、国及び市による業績等の監視を行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、国及び市は、事業者に対して改善措置等を求めることができる。

業績等の監視の具体的な方法等は、特定事業契約書（案）及び実施契約書（案）の別紙「業績等の監視及び改善要求措置要領」に示す。

5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

5.1. 本事業の事業場所

本事業の事業場所に関する概要は、下表のとおりである。

表 4 再開発ビル（雲井 5）の概要

① 事業名称	神戸三宮雲井通 5 丁目地区第一種市街地再開発事業
② 施行者	雲井通 5 丁目再開発株式会社
③ 施行区域	兵庫県神戸市中央区雲井通 5 丁目
④ 面積	敷地面積：約 8,230 m ² 、延べ面積：約 98,900 m ² ※新バスターミナル（I 期）を含む
⑤ 建物構造	鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造
⑥ 階数、高さ	階数：地下 2 階、地上 32 階、塔屋 1 階、高さ：約 164m
⑦ 主要用途	商業施設、特定車両停留施設、公益施設、業務施設、宿泊施設

表 5 新バスターミナル（I 期）の概要

① 施設名	神戸三宮駅交通ターミナル
② 所在地	兵庫県神戸市中央区雲井通 5 丁目
③ 面積	約 6,730 m ² 2～3 階 バス待合空間・チケット売り場・各種店舗等：約 3,180 m ² 1 階 バス乗降場：約 2,990 m ² （I 期） 1 階 専用使用部分：約 70 m ² 1 階 入口東側一部スペース：約 360 m ² 地下 1 階 エレベーター施設：約 20 m ² 地下 2 階 エレベーター施設・エレベーターホール：約 110 m ²
④ 整備事業区分	道路事業（国道） ※雲井通 5 丁目再開発事業と調整を図りながら整備推進
⑤ 当施設の位置付け	特定車両停留施設（地下 2 階、地下 1 階、地上 1 階～3 階）
⑥ 周辺公共・民間事業	デッキ、三宮クロススクエア （ホテル、オフィス、店舗、ホール等）
⑦ バース数（予定）	乗降 5 バース、待機 4 バース

表 6 三宮バスターミナルの概要

① 施設名	三宮バスターミナル
② 所在地	神戸市中央区雲井通 7 丁目
③ 面積	約 1,900 m ² うちミント神戸敷地内：約 1,200 m ²
④ 供用開始時期	平成 18 年 11 月
⑤ 現施設管理者	神戸市、西日本旅客鉄道株式会社
⑥ バース数	乗降 5 バース、降車 3 バース
⑦ 待合等	面積約 400 m ² チケットカウンター、トイレ

5.2. 本事業（国）の対象施設

本事業（国）の対象となる主な施設は、以下のとおりとする。

下表のうち、事業者が整備する施設の詳細については、資料5「要求水準書（案）」を参照すること。

表 7 新バスターミナル（Ⅰ期）の主な対象施設

施設区分	施設名称		施設詳細	想定フロア	
特定車両 停留施設	特定車両用場所		誘導車路	1 階	
			操車場所	1 階	
			停留場所	1 階	
			その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供するもの	1 階	
	旅客用 場所	乗降場	乗降場	1 階	
		通路	エレベーター（バスターミナル専有部分内）	地下 2 階～ 3 階	
			エスカレーター（バスターミナル専有部分内）	1 階～ 3 階	
		その他	トイレ	1 階・ 3 階	
			待合・案内所・乗車券販売所	2 階・ 3 階	
			ベンチ	1 階～ 3 階	
	授乳室・パウダーコーナー		3 階		
	その他設備	事務室 運行管理室 バス管制設備※ 電気設備 機械設備 放送設備 監視設備		公共無線 LAN	1 階～ 3 階
				運行情報提供設備	1 階・ 2 階
				3 階	
				2 階	
				1 階	
				店舗以外	
				店舗以外	
		1 階～ 3 階			
		地下 2 階、 1 階～ 3 階			
利便施設（占用）		飲食・物販施設（店舗） デジタルサイネージ※ 手荷物預かり・手荷物宅配※ 自動販売機※ 自動発券機※ ATM・外貨両替機 コインロッカー 更衣室※ 電気設備（店舗部分） 機械設備（店舗部分）		2・ 3 階	
	1 階～ 3 階				
	2 階				
	地下 2 階、 1 階～ 3 階				
	2 階				
	2 階				
	地下 2 階・ 2 階・ 3 階				
	3 階				
	3 階				
	3 階				

※：任意で設置できる施設

5.3. 本事業（市）の対象施設

本事業（市）の対象となる主な施設は、以下のとおりとする。

下表のうち、事業者が整備する施設の詳細については、資料5「要求水準書（案）」を参照すること。

表 8 三宮バスターミナルの主な対象施設

施設区分	施設名称		施設詳細
特定車両 停留施設	特定車両用 場所		誘導車路 操車場所 停留場所 その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供するもの
	旅客用 場所	乗降場	乗降場
		その他	トイレ 待合・乗車券販売所 ベンチ 公共無線 LAN 運行情報提供設備
	その他設備		管理室 バス管制設備※ 電気設備 空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備
	利便施設（占用）		物販施設等 ^{注1} （店舗）※ デジタルサイネージ※ 自動販売機※ 自動発券機※

※：任意で設置できる施設

注1 軽飲食の飲食店舗としての利用も可とするが、各種法規制を遵守すること。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項（国）

6.1. 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業（国）の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり特定事業契約を終了するものとする。この場合、事業者は、特定事業契約の定めるところにより、国又は国が指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとし、事業者の資産等については、2.1.(21)事業期間終了時の取扱いと同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については特定事業契約書（案）に示す。

(1) 国の事由により事業の継続が困難となった場合

国の帰責事由に基づく債務不履行により本事業（国）の継続が困難となった場合は、事業者は特定事業契約を解除できるものとする。この場合、国は特定事業契約の定めるところにより、事業者に生じた増加費用を負担する。

(2) 事業者の事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが特定事業契約に定める要求水準を下回る場合、その他特定事業契約に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合は、国は、事業者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めるものとする。また、事業者が当該期間内に修復することができなかったときは、国は特定事業契約を解除できるものとする。

事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合は、国は特定事業契約を解除できるものとする。

上記の規定により、国が特定事業契約を解除した場合は、特定事業契約の定めるところにより、国は事業者に対して、損害賠償の請求等を行う。

(3) 三宮バスターミナルの事由により事業の継続が困難となった場合

三宮バスターミナルに係る実施契約が、特定事業契約に定める事由により解除され又は終了したときは、解除事由に応じ国又は事業者は特定事業契約を解除できるものとする。解除に関する詳細は特定事業契約書（案）に示す。

6.2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合

国及び事業者は、特定事業契約に具体的に列挙した事由に対して、特定事業契約に定める発生事由ごとの適切な措置を講じる。

7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項（市）

7.1. 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業（市）の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、事業者は、実施契約の定めるところにより、市又は市が指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとし、事業者の資産等については、2.1.(21)事業期間終了時の取扱いと同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）に示す。

(1) 市の事由により事業の継続が困難となった場合

市の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は実施契約を解除できるものとする。この場合、市は実施契約の定めるところにより、事業者に生じた増加費用を負担する。

(2) 事業者の事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが実施契約に定める要求水準を下回る場合、その他実施契約に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合は、市は、事業者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めるものとする。また、事業者が当該期間内に修復することができなかったときは、市は実施契約を解除できるものとする。

事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、実施契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合は、市は実施契約を解除できるものとする。

上記の規定により、市が実施契約を解除した場合は、実施契約の定めるところにより、市は事業者に対して、損害賠償の請求等を行う。

(3) 新バスターミナル（I期）の事由により事業の継続が困難となった場合

新バスターミナル（I期）に係る特定事業契約が、実施契約に定める事由により解除され又は終了したときは、解除事由に応じ市又は事業者は実施契約を解除できるものとする。解除に関する詳細は実施契約書（案）に示す。

7.2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合

市及び事業者は、実施契約に具体的に列挙した事由に対して、実施契約に定める発生事由ごとの適切な措置を講じる。

8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

8.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、国及び市は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、国及び市は検討を行う。

8.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国及び市はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

8.3. その他の支援に関する事項

国及び市は、事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、国及び市と事業者で協議する。

9. 提出書類

9.1. 守秘義務対象資料の提供に関する書類

守秘義務の遵守に関する誓約書	様式 1
守秘義務対象資料提供申込書	様式 2
第二次被開示者への資料開示通知書	様式 3
破棄義務の遵守に関する報告書	様式 4

9.2. 質問に関する提出書類

募集要項等に関する質問書（第 1 回）	様式 5
募集要項等に関する質問書（第 2 回）	様式 6

9.3. 第一次審査書類の受付時における提出書類

(1) 参加表明書等

参加表明書	様式 7
応募者の名称等	様式 8
委任状（構成員→代表企業）	様式 9
競争的対話に関する議題提案書	様式 10

(2) 資格審査書類

参加資格要件確認申請書（応募企業及び応募グループの代表企業用）	様式 11-①
参加資格要件確認申請書（代表企業以外の構成企業及び協力企業用）	様式 11-②

応募企業、構成員に共通の参加資格確認書	様式 1 2
内装設計業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類	様式 1 3
配置予定の管理技術者の資格・設計業務の実績等	様式 1 4－①
配置予定の総合主任担当技術者の資格・設計業務の実績等	様式 1 4－②
配置予定の電気設備主任担当技術者の資格・設計業務の実績等	様式 1 4－③
配置予定の機械設備主任担当技術者の資格・設計業務の実績等	様式 1 4－④
内装施工業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類	様式 1 5
配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格・同種工事の実績等	様式 1 6
工事監理業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類	様式 1 7
配置予定の工事監理者の資格・工事監理業務の実績等	様式 1 8－①
配置予定の建築監理主任技術者の資格・工事監理業務の実績等	様式 1 8－②
配置予定の電気設備監理主任技術者の資格・工事監理業務の実績等	様式 1 8－③
配置予定の機械設備監理主任技術者の資格・工事監理業務の実績等	様式 1 8－④
維持管理業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類	様式 1 9
運營業務を実施する者の参加資格等要件に関する書類	様式 2 0
添付資料提出確認書	様式 2 1

9.4. 第二次審査に関する提出書類

(1) 関係提出書類

第二次審査提出書類提出書	様式 2 2
応募者の名称等	様式 2 3
委任状（代表企業）	様式 2 4
要求水準書及び添付資料に関する確認書	様式 2 5

(2) 提案審査書類

実施方針及び実施体制	様式 2 6－1 様式 2 6－1－図表
資金調達及び収支計画	様式 2 6－2 (様式 2 6－2－A～H)
内装整備業務	様式 2 6－3 (様式 2 6－3－図面集－1～7)
準備業務	様式 2 6－4
維持管理業務	様式 2 6－5
運營業務	様式 2 6－6
利便増進事業	様式 2 6－7
サービス対価提案書	様式 2 7

(3) その他

応募辞退届	様式 28
構成員変更届	様式 29

10. その他

10.1. 本事業に関する事項

(1) 本募集及び特定事業の選定の取消し

国及び市は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者を選定せず、本募集を取り消すとともに、本事業に係る特定事業の選定を取り消す。

この場合、国及び市は、その旨をホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

10.2. 情報提供

本事業に関する情報提供は、近畿地方整備局ホームページ及び神戸市ホームページを通じて適宜行う。

近畿地方整備局ホームページ

https://www.kkr.mlit.go.jp/road/project/koubesannomiyabasuta_pfi.html

神戸市ホームページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a55197/toshin/sannomiyabusta3.html>